

兵庫県公報

平成19年3月30日

第7号外

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

教育委員会規則

	ページ
○兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則	2
○公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	6
○教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する 事務を定める規則の一部を改正する規則	6
○兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則	6
○高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則	12
○高等学校奨学資金貸与規則を廃止する規則	14
○兵庫県立歴史博物館管理規則及び兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部を改正する規則	14
○兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部を改正する規則	15
○兵庫県立考古博物館管理規則	16
○兵庫県立海洋体育館管理規則の一部を改正する規則	21
○兵庫県立奥猪名健康の郷管理規則の一部を改正する規則	21

公布された法令のあらまし

- 兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）**
平成19年度の事務執行体制の整備を図るため、組織、所掌事務及び職制について所要の整備を行うこととした。
- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）**
へき地手当の対象となる学校が統廃合されることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）**
県費負担教職員の休憩時間が廃止されることに伴い、教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理することとされている事務のうち、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行のための人事委員会規則に基づく県費負担教職員に関する事務について、所要の整備を行う。
- 兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第8号）**
学校教育法の一部改正により、盲学校、聾学校及び養護学校の制度に代わり特別支援学校の制度が創設され、関係法令及び条例が改正されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）**
職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定等の手数料等の一部に相当する額を高等学校奨学資金一時金として貸与する特例を設けることとした。
- 高等学校奨学資金貸与規則を廃止する規則（教育委員会規則第10号）**
県に代わって社団法人兵庫県高等学校教育振興会が高等学校奨学資金貸与事業を行うことに伴い、高等学校奨学資金貸与規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第14号）を廃止することとした。
- 兵庫県立歴史博物館管理規則及び兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第11号）**
兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正により、特別展示の内容等に応じて特別展示観覧料の額を定めることができる規定が追加されたことに伴い、特別展示観覧料に関する規定について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第12号）**

兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正により、和室集会室及びトレーニング室を廃止することに伴い、但馬文教府利用許可申請書の様式を改めることとした。

●兵庫県立考古博物館管理規則（教育委員会規則第13号）

兵庫県立考古博物館の管理に関して、開館時間、休館日、観覧料の納付、施設の利用の許可等について定めることとした。

●兵庫県立海洋体育館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第14号）

兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正により、会議室を設置することに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立奥猪名健康の郷管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第15号）

兵庫県立奥猪名健康の郷の管理を弾力的に行えるようにするため、休館日に関する規定について、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第5号

兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

（兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第1条 兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

「第3章 地方機関

目次中 第1節 教育事務所（第20条―第27条） を「第3章 地方機関（第20条―第27条）」に、
第2節 埋蔵文化財調査事務所（第28条―第28条の4）」

に、「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に、「第11節 県立コウノトリの郷公園（第70条の14―第70条の18）」を「第11節 県立コウノトリの郷公園（第70条の14―第70条の18）」を
第12節 県立考古博物館（第70条の19―第70条の26）」に改める。

第7条の表施設室の項中「施設室」を「施設課」に改め、同表障害児教育室の項中「障害児教育室」を「特別支援教育課」に改め、同表考古博物館開設準備室の項を削り、同表体育保健課の項中「給食係 体育振興係」を「食育係」に改め、同表地域スポーツ活動室の項を次のように改める。

ス ポ ー ツ 振 興 課	競技スポーツ係 生涯スポーツ係
---------------	-----------------

第12条第4号中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第7号中「障害児教育室」を「特別支援教育課」に改める。

第12条の2（見出しを含む。）中「施設室」を「施設課」に改める。

第14条の2の見出し中「障害児教育室」を「特別支援教育課」に改め、同条中「障害児教育室」を「特別支援教育課」に改め、同条第1号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「障害児学級」を「特別支援学級」に、「障害児教育諸学校等」を「特別支援学校等」に改め、同条第2号から第5号まで及び第7号の規定中「障害児教育諸学校等」を「特別支援学校等」に改め、同条第8号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改め、同条第9号中「障害児教育諸学校等」を「特別支援学校等」に改め、同条第10号から第12号の規定中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第13号中「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に改める。

第16条第7号中「県立コウノトリの郷公園」の右に「、県立考古博物館（文化財室の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第16条の2第1号中「（埋蔵文化財調査事務所の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第4号を次のように改める。

(4) 県立考古博物館に関すること（博物館資料以外の埋蔵文化財に関するものに限る。）

第16条の3を削る。

第17条の2の見出し中「地域スポーツ活動室」を「スポーツ振興課」に改め、同条中「地域スポーツ活動室」を「スポーツ振興課」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) スポーツ振興の総合企画及び調整に関すること。

第3章第1節の節名を削る。

第3章第2節の節名を削る。

第28条を次のとおり改める。

第28条 削除

第28条の2から第28条の4までを削る。

「第1節 県立障害児教育センター」を「第1節 県立特別支援教育センター」に改める。

第30条中「兵庫県立障害児教育センター」を「兵庫県立特別支援教育センター」に、「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に改める。

第31条中「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に改め、同条第2号及び第3号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改め、同条第5号中「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に改める。

第5章第11節の次に次の1節を加える。

第12節 県立考古博物館

(位置)

第70条の19 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例（平成19年兵庫県条例第24号）第1条の規定により設置された県立考古博物館の位置は、加古郡播磨町大中である。

(業務)

第70条の20 県立考古博物館においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 古代文化に関する実物、模写、模造、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。
- (2) 古代文化に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (3) 博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を県民の利用に供すること。
- (4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 古代文化に関する学術調査及び研究を行うこと。
- (6) 他の博物館、研究機関、遺跡及び考古資料を保存し、管理する団体等と相互に協力及び連携を行うこと。
- (7) 埋蔵文化財発掘調査事業の計画を策定すること。
- (8) 国、県等の行う公共事業等に係る埋蔵文化財発掘調査事業を調整し、実施すること。
- (9) 埋蔵文化財発掘調査手法に関する研究を行うこと。
- (10) 埋蔵文化財（博物館資料を除く。）を整理し、保存し、及び管理すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、県立考古博物館の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第70条の21 県立考古博物館に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

部	課
総務部	総務課 企画広報課
事業部	学芸課 学習支援課
埋蔵文化財調査部	

(総務課の事務)

第70条の22 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の収受、発送、保存等に関する事。
- (3) 職員の進退及び服務に関する事。
- (4) 給料その他の諸給与に関する事。
- (5) 児童手当に関する事。
- (6) 会計経理に関する事。
- (7) 県立考古博物館の管理に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他課及び埋蔵文化財調査部の所掌に属しない事。

(企画広報課の事務)

第70条の23 企画広報課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県立考古博物館の業務の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 県立考古博物館の広報に関する事。
- (3) 県立考古博物館の利用許可に関する事。

(学芸課の事務)

第70条の24 学芸課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) 博物館資料の利用に関する説明、助言及び指導に関する事。
- (3) 古代文化に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関する事。
- (4) 古代文化に関する学術調査及び研究に関する事。

(学習支援課の事務)

第70条の25 学習支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県立考古博物館の利用に係る生涯学習活動及び学校教育活動の支援に関する事。
- (2) 他の博物館、研究機関、遺跡及び考古資料を保存し、管理する団体等との相互協力及び連携に関する事。
- (3) 県立考古博物館の業務に係るボランティアの養成及び活用に関する事。

(埋蔵文化財調査部の業務)

第70条の26 埋蔵文化財調査部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 埋蔵文化財発掘調査事業の計画に関する事。
- (2) 国、県等の行う公共事業等に係る埋蔵文化財発掘調査の調整及び実施に関する事。
- (3) 埋蔵文化財発掘調査手法の研究に関する事。
- (4) 埋蔵文化財(博物館資料を除く。)の整理、保存及び管理に関する事。

第71条の表障害児就学指導審議会の項中「兵庫県立障害児教育センター」を「兵庫県立特別支援教育センター」に、「障害児教育室」を「特別支援教育課」に改め、同表スポーツ振興審議会の項中「地域スポーツ活動室」を「スポーツ振興課」に改める。

第73条の表中主幹の項を削る。

第74条の表中主幹の項を次のように改める。

副 課 長	本 庁 又 は 課 若 し く は 室	課長又は室長の職務を補佐し、その掌理する事務を整理し、当該事務を処理する職員の担任する事務を監督するとともに、課長又は室長に事故があるとき、又は課長又は室長が欠けたときは、その職務を代理する。
主 幹	本 庁 又 は 課 若 し く は 室	上司の命を受け、本庁又は課若しくは室の事務のうち、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。

第74条の表課長補佐の項中「本庁」の右に「又は課若しくは室」を加え、同表主任技術専門員の項及び技術専門員の項中「施設室」を「施設課」に改める。

第74条の4中「吏員相当職」を「事務職員等」に改める。

第76条の2を削る。

第76条の3中「前2条」を「前条」に改め、同条の表調査専門員の項を削り、同表社会教育主事の項中「地方機関」を「教育事務所」に改め、同条を第76条の2とする。

第77条の見出しを「(副所長等)」に改め、同条中「前3条」を「前2条」に改め、同条の表中

所長補佐	所長及び主幹の職務を補佐する。
------	-----------------

を

副所長	所長の職務を補佐し、地方機関の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。
主幹	所長の命を受け、地方機関の事務のうち、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。
所長補佐	所長及び副所長の職務を補佐する。

に改め、同表主任調査専門員の項を削る。

第78条中「主幹」を「副所長」に改める。

第79条第1項中「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に改め、同条第3項中「及び県立人と自然の博物館」を「、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館」に改め、同条第6項中「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に改める。

第79条の2第1項中「及び県立人と自然の博物館」を「、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館」に改め、同条第3項中「次長等」を「所属の職員」に改める。

第79条の3第1項中「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に改める。

第79条の4の表部長の項中「県立コウノトリの郷公園」を「県立考古博物館の部並びに県立人と自然の博物館及び県立コウノトリの郷公園の研究部」に、「部の事務を」を「部又は研究部の事務を掌理し、又は」に改め、同表室長の項を削り、同表学芸員の項中「及び県立人と自然の博物館」を「、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館」に改め、同表司書の項の次に次のように加える。

調査専門員	県立考古博物館	上司の命を受け、埋蔵文化財の調査に関する専門的事務を処理する。
-------	---------	---------------------------------

第80条第1項中「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に改める。

第80条の2の表中

主任指導主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
主任社会教育主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。

を

主幹	上司の命を受け、教育機関の事務のうち、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。
主任指導主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
主任社会教育主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
主任調査専門員	上司の命を受け、埋蔵文化財の調査に関する特殊の専門的事務を処理する。

に改める。

附則第14項及び第15項を削り、附則第16項を附則第14項とする。

(兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 兵庫県教育委員会事務決裁規則(昭和53年兵庫県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「県立美術館」の右に「及び県立考古博物館」を加える。

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号)の一部を次の

ように改正する。

第10条第2項中「(吏員相当職以外の職員の区分をいう。)」を削る。

(兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(吏員相当職以外の職員の区分をいう。)」を削る。

(兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則(平成18年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「(吏員相当職以外の職員の区分をいう。)」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第6号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表準へき地学校の款三木市の目を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第7号

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

表1の項中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休憩時間」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第8号

兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則

第1条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「総称する」を「いう」に改める。

第2条を次のように改める。

（教育内容、科、学科並びに幼児及び生徒の定員）

第2条 学校が、主として教育を行う学校教育法第71条に規定する者は、別表第1のとおりとする。

2 学科の科、学科並びに幼児及び生徒の定員は、別表第2のとおりとする。

第8条第1項中「兵庫県立神戸聾学校」を「兵庫県立神戸聴覚特別支援学校」に、「兵庫県立こばと聾学校」を「兵庫県立こばと聴覚特別支援学校」に、「兵庫県立姫路聾学校」を「兵庫県立姫路聴覚特別支援学校」に改め、同条第2項の表学校名の欄を次のように改める。

学 校 名
兵庫県立神戸聴覚特別支援学校
兵庫県立こばと聴覚特別支援学校
兵庫県立姫路聴覚特別支援学校

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

学 校 名	主として教育を行う者
兵庫県立視覚特別支援学校	視 覚 障 害 者
兵庫県立淡路視覚特別支援学校	視 覚 障 害 者
兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	聴 覚 障 害 者
兵庫県立こばと聴覚特別支援学校	聴 覚 障 害 者
兵庫県立姫路聴覚特別支援学校	聴 覚 障 害 者
兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校	聴 覚 障 害 者
兵庫県立淡路聴覚特別支援学校	聴 覚 障 害 者
兵庫県立のじぎく特別支援学校	肢 体 不 自 由 者
兵庫県立神戸特別支援学校	知 的 障 害 者
兵庫県立阪神特別支援学校	知 的 障 害 者
兵庫県立こやの里特別支援学校	知 的 障 害 者
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校	病弱者又は肢体不自由者で進行性筋萎縮症のもの
兵庫県立高等特別支援学校	知 的 障 害 者
兵庫県立氷上特別支援学校	知 的 障 害 者
兵庫県立いなみ野特別支援学校	知 的 障 害 者

兵庫県立北はりま特別支援学校	知的障害者
兵庫県立姫路特別支援学校	知的障害者
兵庫県立播磨特別支援学校	肢体不自由者
兵庫県立赤穂特別支援学校	知的障害者
兵庫県立西はりま特別支援学校	知的障害者
兵庫県立出石特別支援学校	知的障害者
兵庫県立和田山特別支援学校	肢体不自由者
兵庫県立淡路特別支援学校	知的障害者

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

学 校 名	部	科	学 科	幼児又は生徒定員(人)			
				幼 稚 部	高 等 部		
					第1 学 年	第2 学 年	第3 学 年
兵庫県立視覚特別支援学校	幼稚部			7			
	高等部	本 科	普通科		16	16	16
			保健理療科				
	高等部	専攻科	保健理療科		16	16	16
理 療 科							
兵庫県立淡路視覚特別支援学校	高等部	本 科	保健理療科		8	8	8
		専攻科	理 療 科		8	8	8
兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	幼稚部			14			
	高等部	本 科	普通科		24	24	24
			理 容 科				
			印 刷 科				
	高等部	専攻科	理 容 科		16	16	
印 刷 科							
兵庫県立こばと聴覚特別支援学校	幼稚部			42			
	幼稚部			21			
			普通科				

兵庫県立姫路聴覚特別支援学校	高等部	本科	産業工芸科	/	24	24	24
			被服科				
		専攻科	被服科	/	8	8	/
兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校	幼稚部	/	/	/	14	/	/
兵庫県立淡路聴覚特別支援学校	幼稚部	/	/	/	7	/	/
兵庫県立のじぎく特別支援学校	幼稚部	/	/	/	14	/	/
兵庫県立神戸特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	39	56	58
兵庫県立阪神特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	89	73	53
兵庫県立こやの里特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	80	75	71
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	14	14	14
兵庫県立高等特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	40	40	40
兵庫県立氷上特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	19	11	19
兵庫県立いなみ野特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	70	81	69
兵庫県立北はりま特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	22	28	20
兵庫県立姫路特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	55	60	63
兵庫県立播磨特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	32	32	32
			職業科				
兵庫県立赤穂特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	11	19	16
兵庫県立西はりま特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	52	41	39
兵庫県立出石特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	39	22	27
兵庫県立和田山特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	14	14	14
兵庫県立淡路特別支援学校	高等部	本科	普通科	/	27	25	19

別表第3を削る。

(公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中 「盲学校、^{ろう}学校及び養護学校」 を 「特別支援学校」 に改め、同表備考2中「盲学校、^{ろう}学校及び養護学

校」を「特別支援学校」に改める。

(公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号)の一部を次の

ように改正する。

第2条第4項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表準へき地学校の款たつの市の目中「西はりま養護学校」を「西はりま特別支援学校」に改める。

(兵庫県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第4条 兵庫県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第5条 学校教育法施行細則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)」を削り、「盲学校、聾学校及び養護学校の専攻科」を「特別支援学校の高等部の学科、専攻科」に改める。

第9条の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第11条第1項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第18条の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲者等」を「特別支援学校への就学」に改め、「氏名及び盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき旨の」を削る。

第20条の見出し中「盲者等の区域外就学等」を「区域外就学」に改め、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校に就学させようとする場合」を「区域外就学」に改める。

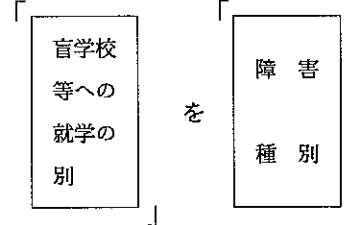
第21条の見出し中「盲者等の」を削る。

「(注)1 この届出書には、省令第7条の書類を添えること。

様式第8号中 2 盲学校、聾学校及び養護学校にあつては、学校名の下に部名を記入することを。」

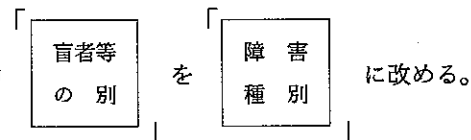
「(注) この届出書には、省令第7条の書類を添えること。」に改める。

様式第20号中「盲学校等」を「特別支援学校」に、



盲学校等への就学の別については、主たる障害名を記入すること。この通知書のほかに、政令第11条による学齢簿の謄本を添えること。」を「(注) この通知書のほかに、政令第11条による学齢簿の謄本を添えること。」に改める。

様式第21号中



- | | |
|-------------------|-------------------|
| 「1 在 学 校 名 | 「1 在 学 校 名 |
| 2 学 年 | 2 学 年 |
| 3 氏 名 | 3 氏 名 |
| 4 生 年 月 日 | 4 生 年 月 日 |
| 5 盲 者 等 の 別 | 5 障 害 種 別 |
| 6 区 域 外 就 学 の 理 由 | 6 区 域 外 就 学 の 理 由 |
| 7 就 学 希 望 学 校 名 | 7 就 学 希 望 学 校 名 |
| 8 同 上 の 設 置 者 | 8 同 上 の 設 置 者 |
| 9 同 上 の 所 在 地 | 9 同 上 の 所 在 地 |

様式第23号を次のように改める。

様式第23号 (第21条関係)

		号	
		年	日
兵庫県教育委員会様			
○○学校長氏名			印
退 学 通 知 書			
<p>本校に在学していた児童（生徒）が下記のとおり退学したので、学校教育法施行令第18条の規定に基づき通知します。</p>			
記			
1	児童（生徒）氏名		
2	生 年 月 日	年	月 日
3	部 名 ・ 学 年	部	第 学 年
4	障 害 種 別		
5	退 学 の 期 日	平成	年 月 日
6	保 護 者 住 所		
7	保 護 者 氏 名		
8	退 学 の 理 由		

(兵庫県立盲学校、聾学校の専攻科及び別科の修業年限に関する規則の一部改正)

第6条 兵庫県立盲学校、聾学校の専攻科及び別科の修業年限に関する規則（昭和44年兵庫県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立特別支援学校の専攻科の修業年限に関する規則

第1条中「兵庫県立盲学校、聾学校」を「兵庫県立特別支援学校」に改め、「及び別科」を削る。

第2条第1項中「盲学校」を「兵庫県立視覚特別支援学校及び兵庫県立淡路視覚特別支援学校」に改め、同条第2項中「聾学校」を「兵庫県立神戸聴覚特別支援学校及び兵庫県立姫路聴覚特別支援学校」に改め、同条第3項を削る。

(兵庫県立盲学校等学事通則の一部改正)

第7条 兵庫県立盲学校等学事通則（昭和50年兵庫県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立特別支援学校学事通則

第1条中「兵庫県立盲学校等」を「兵庫県立特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校等」を「学校」に改める。